

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-6
提出年月日	令和6年1月18日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.12.1）	全般	屋外図面について、以下の修正を行いました。 ・段差緩和対策を行う地中埋設構造物の位置を見直したことに伴い、電気建屋南側におけるアクセスルートの修正及びサブルートの設定を行った。 ・設計進捗により、3号炉補助ボイラー燃料タンク東側の道路線形を修正を行った。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.11.1）	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r.12.1）	全般	屋外タンクへの溢水に対するアクセスルートへの影響評価について、敷地全体に広がった場合の水位から流動解析により評価する方針に見直したことに伴い、補足(3)「溢水評価について」の資料の位置付けを補足資料から別紙に格上げし、資料番号を修正しました。（下線部参照） (旧) 補足3 溢水評価について 補足11 第1098回審査会合(令和4年12月6日)からの主要な変更点について 補足20 アクセスルートの用語の定義 補足21 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて 補足22 アクセスルートトンネルの運用について 補足23 アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について 補足24 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について 補足25 第1149回審査会合(令和5年5月25日)からの主要な変更点について (新) 別紙39 溢水評価について 補足23 第1098回審査会合(令和4年12月6日)からの主要な変更点について 補足3 アクセスルートの用語の定義 補足11 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて 補足20 アクセスルートトンネルの運用について 補足21 アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について 補足22 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について 補足24 第1149回審査会合(令和5年5月25日)からの主要な変更点について	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r.11.1）	全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	目次	目次のページ数の記載を適正化しました。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	目次	以下の資料タイトル (別紙(23)) を修正し、資料内で統一しました。(下線部参照) (旧) (23) 屋外のアクセスルート <del>の</del> 現場確認結果 (新) (23) 屋外のアクセスルート現場確認結果	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0. 2-3	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0. 2-6~8	相違理由欄の以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 女川2号 (新) 女川2号炉  (旧) 島根2号 (新) 島根2号炉	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0. 2-10, 11, 33	以下の記載に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) (建屋, 鉄塔, 構築物) (新) (建屋, 鉄塔, 構築物)	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0. 2-18, 20, 47	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0. 2-23, 24, 26~32	第3-3図について、以下の適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補助建屋, 原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。 (新) 原子炉建屋, 原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋からの離隔距離を代表して記載している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-37, 38, 40～46	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-27～32	第3-3図に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補助建屋からの離隔距離 (新) 原子炉補助建屋からの離隔距離 <sup>※</sup>	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-41～46	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-35	以下の記載に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) ・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能なルート。 (新) ・地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能 <u>である</u> 。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-50	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-38	第3-6図に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 3号炉原子炉建屋東側を經由したルート 3号炉原子炉建屋西側を經由したルート (新) ③3号炉原子炉建屋東側を經由したルート ④3号炉原子炉建屋西側を經由したルート	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-52	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-51	第5-1表について、①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）の被害事象の記載を以下のとおり、修正しました。（下線部参照） （旧）・損壊物による可搬型設備の損壊、 <u>通路閉塞</u> （新）・損壊物による可搬型設備の損壊、 <u>通行不能</u>	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-84	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-53	保管場所の被害要因に対する評価方法及び結果のうち、①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）、②周辺タンク等の損壊の評価結果について、以下の記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）保管場所の周辺タンク等の損壊による影響については、地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響がないことから損壊による影響はない。 （新）保管場所の周辺タンク等の損壊による影響については、地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響範囲が保管場所外であることから、 <u>保管場所への影響はない。</u>	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-85	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-54	第5-3表について、上段の評価結果内容を以下のとおり、適正化しました。 （下線部参照） （旧）基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない。 （新）基準地震動に対して倒壊しない設計とし、 <u>外装材も脱落しないため、影響はない。</u>	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-87	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-54	第5-3表について、下段の評価結果内容を以下のとおり、適正化しました。 （下線部参照） （旧）損壊しても保管場所に対し影響範囲外であるため、損壊に伴う影響はない。 （新）損壊しても保管場所に対して影響範囲外にあるため、 <u>損壊に伴う影響はない。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-87	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-55, 57, 65~67	5. 保管場所の評価について、保管場所が評価対象であることから、見やすさの観点から、以下の図面はアクセスルートを削除した図面に変更しました。 ・第5-1, 2, 8~14図	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-88, 93, 105~107	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-55	第5-1図に関して、表示する構造物は第5-3表の対象設備と整合するよう適正化を図りました。 また、代替給電用資機材コンテナ (A-5) 及び代替給電用資機材コンテナ (A-6) の設置位置を変更したため、適正化しました。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-88	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-55	第5-1図に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 構造物 <u>構造物損壊の影響範囲</u>  (新) 損壊検討構造物 <u>損壊影響範囲</u>	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-88	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-62	第5-5図に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 1号及び2号炉埋戻土調査位置 1号及び2号炉埋戻土 (新) 1、2号埋戻土調査位置 1、2号埋戻土	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-102	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-64, 67, 68, 77	以下の記載について適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 岩着しておりコンクリートで埋め戻されている (新) 岩着しており <u>周囲</u> がコンクリートで埋め戻されている また、第5-15図について、 <u>周囲</u> がコンクリートで埋め戻されていることが分かるよう記載を適正化しました。	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-104, 107, 108, 115	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-68	以下の記載について、参照する図番号の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-13図及び第5-14図に示すとおり道路排水設備があるが、・・・ また、2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-12図に示すとおりCVケーブルトンネルがあるが、・・・ (新) 2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-14図及び第5-15図に示すとおり道路排水設備があるが、・・・ また、2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-13図に示すとおりCVケーブルトンネルがあるが、・・・	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-108	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-77	以下の記載について、参照する図番号の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-13図及び第5-14図に示すとおり道路排水設備があるが、・・・ (新) 2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-14図及び第5-15図に示すとおり道路排水設備があるが、・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-115	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-80	第6-2図に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 3号炉原子炉建屋東側を經由したルート 3号炉原子炉建屋西側を經由したルート  (新) ③3号炉原子炉建屋東側を經由したルート ④3号炉原子炉建屋西側を經由したルート	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-118	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-82	第6-1表について、①周辺構造物の損壊(建屋、鉄塔、構築物)の被害事象を以下のとおり適正化しました。(下線部参照) (旧)・損壊物によるルートの閉塞 (新)・損壊物による通行不能	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-122	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-83	以下の記載について、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。 (新) 構造物が根元からアクセスルート側に損壊するものとして設定する。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-123	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-85	第6-2表について、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 対象設備 ※: アクセスルート周辺の建造物のうち、基準地震動で倒壊しないように設計している又は評価により倒壊・落橋しないことを確認する建造物の位置については、別紙(9)を参照。 (新) 対象設備 <sup>※1</sup> ※1: アクセスルート周辺の建造物のうち、耐震Sクラス(Ss機能維持含む)又は基準地震動により倒壊・落橋しないことを確認する建造物の位置については、 <u>まとめ資料別紙(9)</u> を参照。	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-126	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-85	第6-2表について、記載内容の適正化及び参照する資料を記載しました。(下線部参照) (旧) 影響評価結果、対応策 基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない。 (新) 影響評価結果、対応策 <sup>※2</sup> 基準地震動に対して倒壊しない設計とし、 <u>外装材も脱落しないため</u> 、影響はない。 ※2: 各建屋外装材の被害想定及び評価結果については、 <u>まとめ資料別紙(10)</u> を参照。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-126	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-85	第6-2表における外装材の影響について、脱落しない設備と脱落を想定する設備に分けて記載し、適正化しました。	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-126	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-86	第6-2表の影響評価結果、対応策欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 損壊を想定しても、必要な幅員 (4.0m) を確保していることから (新) 損壊を想定しても、必要な道路幅 (4.0m) を確保していることから	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-127	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-86	第6-2表の代替給電用資機材コンテナ (A-5) と代替給電用資機材コンテナ (A-6) の損壊後のアクセスルート幅員に関して、設置箇所の見直しに伴い、幅員を修正しました。(下線部参照) ・代替給電用資機材コンテナ (A-5) (旧) <u>7.8</u> (新) <u>8.3</u> ・代替給電用資機材コンテナ (A-6) (旧) <u>4.1</u> (新) <u>6.4</u>	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-127	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-87	第6-4図に関して、表示する構造物は第6-2表(2/2)の対象設備と整合するよう適正化を図りました。また、3号炉給排水処理建屋廻り拡大図は一部の幅員が狭くなる箇所を示したものであることから削除しました。	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-127	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-88	第6-5図の可燃物施設の損壊による影響評価フローに関して、適正化を図りました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-130	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-89	第6-6図の薬品関係設備の損壊による影響評価フローに関して、適正化を図りました。	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-131	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-92, 別紙17-10, 補足2-1	火災想定施設の火災発生時における輻射強度の図面について、拡大図を削除しました。	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-133, 別紙17-9, 補足2-1	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-93~96, 114	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 対処設備 (新) 対象設備	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-134~137, 159	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-93～96	第6-5図 可燃物施設の損壊による影響評価フローの適正化に伴い、第6-5表の評価フロー番号に関して、適正化を図りました。	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-134～137	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-93	第6-5表の対象設備 ・1号炉移動発電機車と2号炉移動発電機車の被害想定及び影響評価に関して、被害想定及び影響評価欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) ・被害想定 (旧)・ <u>基準地震動</u> によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ (新)・ <u>なし</u> ・影響評価 (旧)・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。 (新)・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-134	同上	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-94	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) ・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 (新) ・防油堤が設置されており、漏えいした <u>A</u> 重油は防油堤内に全量貯留可能である。	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-135	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-101	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)・また、基準地震動により、1号及び2号給排水処理建屋、 (新)・また、基準地震動により、1号及び2号 <u>炬</u> 給排水処理建屋、	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-146	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-111	第6-7表について、以下の災害対策要員執務室のセット数の誤記を適正化しました。(下線部参照) (旧) 発電所災害対策要員執務室 (32セット <sup>※2</sup> ) (新) 発電所災害対策要員執務室 (33 <del>2</del> セット <sup>※2</sup> )	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-156	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-111	第6-7表について、以下の予備のセット数の誤記を適正化しました。(下線部参照) (旧) ※2：発電所災害対策要員用26セット+予備6セット (新) ※2：発電所災害対策要員用26 <del>6</del> セット+予備7 <del>6</del> セット	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-156	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-112, 113	泊は大型の水源が1箇所にとまって配置されているため、敷地全体に均一に広がった場合の水位ではなく、流動解析により影響を評価した内容に記載を変更しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-157, 158, 162	同上 また相違理由欄の記載も適正化しました。	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-112	第6-10図 溢水評価対象タンクの損壊による影響評価フローの記載を適正化しました。	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-157	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-113	第6-11図 周辺タンクの溢水によるアクセスルートへの影響についてタンク名称及び過渡的に可搬型設備の走行可能水位以上となる水位測定箇所の注釈を追加しました。	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-158	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-114	第6-8表の影響評価欄について、島根の審査実績を反映し、以下の記載を追記しました。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-159	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0. 2-114	第6-8表の容量欄の記載について、以下のとおり適正化しました。(下線部参照) (旧) 容量 (新) 容量(m <sup>3</sup> ) 併せて、数値の記載からm <sup>3</sup> を削除しました。	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0. 2-159	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0. 2-114	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 地震によりタンクに接続されるすべての配管の完全全周破断を想定した場合でも、 (新) 地震によりタンクに接続されるすべての配管の全周破断を想定した場合でも、	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0. 2-159	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0. 2-118～171	図表の増加に伴い、図表番号の変更及び参照する図表番号の記載を修正しました。	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0. 2-165～240	同上	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0. 2-128	アクセスルート線形変更に伴い、以下の段差評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。(下線部参照) [位置変更]通し番号10 CVケーブルダクト [名称変更]通し番号32 (旧) CVケーブルダクト (新) CVケーブルダクト(立坑部) [削除]通し番号37 連絡配管ダクトA 通し番号50 3k道路排水 [追加]通し番号37 連絡配管ダクトB 通し番号50 3号炉原子炉補機冷却海水放水路	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-178	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-130～134, 153～157, 160～164, 1. 0. 2-別紙1-5, 6	地中埋設構造物の図面について、緑○(想定箇所)に該当する附番の背景色を緑色に変更し視認性を向上させました。 また、6, についてはエリア毎に図表を分割しました。	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-182～186, 215～219, 222～226, 1. 0. 2-別紙1-6	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-130～136	段差評価結果の記載方法を適正化しました。 また、アクセスルート線形変更に伴い、以下の段差評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。(下線部参照) [位置変更]通し番号10 CVケーブルダクト [名称変更]通し番号32 (旧) CVケーブルダクト (新) CVケーブルダクト(立坑部) [削除]通し番号37 連絡配管ダクトA 通し番号50 3k道路排水 [追加]通し番号37 連絡配管ダクトB 通し番号50 3号炉原子炉補機冷却海水放水路	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-182～188	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-136	第6-13表について、CVケーブルダクトの断面図を適正化しました。	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-188	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-141	以下の記載について適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 検討に用いる基準地震動は、繰返し応力及び繰返し回数に着目し、水平最大加速度が大きく、継続時間が長い地震動が液状化評価において最も厳しいと考えられるSs-1を選定する。 (新) 検討に用いる基準地震動は、繰返し応力及び繰返し回数に着目し、水平最大加速度及び1、2号埋戻土の地盤に発生するせん断応力比 <sup>※</sup> が大きく、継続時間が長い地震動が液状化評価において最も厳しいと考えられることから、Ss-1を選定する。 <u>※：第4条「別紙-9 泊発電所3号炉 施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針」における基準地震動に対する地盤で発生するせん断応力比を参照。</u>	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-202	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-142～147	Cエリア②-②' 地点の断面図を追加し、それに伴い地点番号の見直しを反映しました。 また、以下の記載について適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 側方流動が段差評価に与える影響 (新) 側方流動が車両の通行性に与える影響 (旧) Bエリアについては、防潮堤や耐震性を有する構造物に囲まれた比較的狭いエリアであり、側方流動は抑制されることが想定される。 (新) Bエリアについては、防潮堤や耐震性を有する構造物に囲まれた比較的狭いエリアであり、側方流動はAエリアに比べて抑制されることが想定される。また、Cエリアについては、盛土構造による道路部における液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行うため、 <u>ここでの検討対象から除外する。</u> (旧) アクセスルートの段差量 (新) アクセスルートの最終沈下量 (旧) 側方流動の段差評価 (新) 側方流動の評価	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-204～207	同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-149	以下の評価結果を見直し、評価結果の記載方法を適正化しました。 (旧) 相対変形量による段差の評価 (新) 横断勾配による車両の通行性の評価	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-210	同上	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-151～158	評価結果の記載方法を適正化しました。 また、アクセスルート線形変更に伴い、以下の浮き上がり評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。(下線部参照) [位置変更]通し番号10 CVケーブルダクト [名称変更]通し番号32 (旧) CVケーブルダクト (新) CVケーブルダクト(立坑部) [削除]通し番号37 連絡配管ダクトA 通し番号50 3k道路排水 [追加]通し番号37 連絡配管ダクトB 通し番号50 3号炉原子炉補機冷却海水放水路	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-214～220	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-159	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) (b) 評価結果 検討対象とした構造物の損壊を仮定し、段差発生が想定される箇所として第6-44図のとおり評価した。  (新) (b) 評価結果 検討対象とした構造物の損壊を仮定し、段差発生が想定される箇所として第6-44図、第6-16表のとおり評価した。なお、条件②に該当する構造物のうち、第6-16表において※2で示している構造物の断面図を第6-17表に示す。	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-221	同上 またそれに伴い、相違理由欄の記載も適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0. 2-160～166	評価結果の記載方法を適正化しました。 また、アクセスルート線形変更に伴い、以下の損壊評価箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。(下線部参照) [位置変更]通し番号10 CVケーブルダクト [名称変更]通し番号32 (旧) CVケーブルダクト (新) CVケーブルダクト(立坑部) [削除]通し番号37 連絡配管ダクトA 通し番号50 3k道路排水 [追加]通し番号37 連絡配管ダクトB 通し番号50 3号炉原子炉補機冷却海水放水路	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0. 2-222～228	同上	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0. 2-181	技術的能力1.8の記載変更に伴い、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順欄の以下の記載に関して適正化を図りました。 (下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順)  (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順)	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0. 2-252	同上	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0. 2-188	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内現場操作欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-62]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-50]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-259	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-188	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内現場操作欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(3)階段B(8)→[8-30]→[8-31]→[8-44]→[8-45]→(8)階段A(6)→[6-22]→[6-26]→[6-22]→[6-26]→[6-22]→(6)階段B(4)→[4-47]→(4)階段B(6)→[6-22]→[6-23]→(6)階段A(8)→[8-60]→[8-61]】 (新) 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(3)階段B(8)→[8-30]→[8-31]→[8-44]→[8-45]→(8)階段A(6)→[6-22]→[6-26]→[6-22]→[6-26]→[6-22]→(6)階段B(4)→[4-47]→(4)階段B(6)→[6-22]→[6-23]→[6-48]→[6-49]】	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-259	同上	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-188	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内現場操作欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-23]→[8-36]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→(6)階段A(8)→[8-62]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-26]→[8-27]→[8-23]→[8-36]→[8-39]→(8)階段A(6)→[6-22]→[6-50]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-259	同上	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-188	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内現場操作欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-30]→[8-31]→[8-44]→[8-45]→(8)階段A(6)→[6-22]→[6-26]→[6-22]→[6-26]→[6-22]→(6)階段B(4)→[4-47]→(4)階段B(6)→[6-22]→[6-23]→(6)階段A(8)→[8-60]→[8-61]】 (新) 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備), 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-30]→[8-31]→[8-44]→[8-45]→(8)階段A(6)→[6-22]→[6-26]→[6-22]→[6-26]→[6-22]→(6)階段B(4)→[4-47]→(4)階段B(6)→[6-22]→[6-23]→[6-48]→[6-49]】	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-259	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-190	第7-1表「技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧」の対応手順「中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）」の屋内現場操作欄について、以下のとおり適正化を図りました。（下線部参照） （旧） ・ A系統を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-28]→[④-29]→[④-31]→[④-30]→[④-32]→[④-33]→[④-34]】 ・ B系統を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-28]→[④-35]→[④-37]→[④-36]→[④-38]→[④-39]→[④-40]】 （新） ・ A系統を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-28]→[④-29]→[④-31]→[④-30]→(④)階段J(④)→[④-32]→[④-33]→[④-34]】 ・ B系統を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-28]→[④-35]→[④-37]→[④-36]→(④)階段J(④)→[④-38]→[④-39]→[④-40]】	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-261	同上	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-231, 249, 255	第7-3表「重要事故シーケンス等ごとの現場作業」の制限時間に対する成立性欄について、以下のとおり適正化を図りました。（下線部参照） （旧）事象発生7時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>作業時間に余裕を含んでいるため制限時間内に実施可能である。</u> （新）事象発生7時間30分後からの作業を想定しているが、 <u>事象発生10時間50分後に作業が完了するため制限時間内に実施可能である。</u>	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1. 0. 2-302, 320, 326	同上	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1. 0. 2-260	第7-3表「重要事故シーケンス等ごとの現場作業」の制限時間に対する成立性欄について、以下のとおり適正化を図りました。（下線部参照） （旧）事象発生49時間50分後からの作業を想定しているが、 <u>作業時間に余裕を含んでいるため制限時間内に実施可能である。</u> （新）事象発生49時間50分後からの作業を想定しているが、 <u>1時間50分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-331	同上	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-262	第7-3表「重要事故シーケンス等ごとの現場作業」の制限時間に対する成立性欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、40分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生55分後からの作業を想定しているが、40分後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した場合でも、前作業にてすでに防護具を着用しているため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-333	同上	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-262	第7-3表「重要事故シーケンス等ごとの現場作業」の制限時間に対する成立性欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生70分後からの作業を想定しているが、前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 (新) 事象発生70分後からの作業を想定しているが、前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。 なお、内部溢水を想定した場合でも、前作業にてすでに防護具を着用しているため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-333	同上	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-別紙2全般, 補足24全般	防潮堤を越える箇所における可搬型ホース(300A)の防潮堤天端へ吊り上げる敷設作業(自主手順)について、電動ウインチを用いた方法から資機材運搬車を用いた方法に見直しました。	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-別紙2全般, 補足24全般	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙2-2	第2図について、代替給電用資機材コンテナ (A-5) 及び代替給電用資機材コンテナ (A-6) 設置箇所の見直しに伴い、図面の適正化を図りました。	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙2-2	同上	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙2-2, 13, 14, 16	第2図に関して、原子炉建屋棧橋前のアクセスルートの範囲を適正化しました。	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙2-2, 19, 20, 22	同上	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙2-9～11	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) T.P. 10m, T.P. 31m (新) T.P. 10.0m, T.P. 31.0m	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙2-16～18	同上	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙5-4	電気建屋南側のアクセスルート変更に伴い、災害対策要員②による除雪時間評価を適正化し、合計時間は下記のとおり変更しました。(下線部参照) (旧) 124分 (新) 125分	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙5-5	同上	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙5-7	電気建屋南側のアクセスルート変更に伴い、災害対策要員②による除灰時間評価を適正化し、合計時間は下記のとおり変更しました。(下線部参照) (旧) 355分 (新) 357分	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙5-11	同上	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙8-2, 別紙17-1	防火水槽等の配置図について、以下の適正化を図りました。 ・防火水槽のサイズの適正化 ・図面の範囲の適正化	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙8-4, 別紙17-1	同上	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙9-13	第4表について、分類毎の評価方針を適正化しました。 また、許容値の考え方を注釈で追記しました。	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-26	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙9-14	第5表について、66kV泊支線No.7鉄塔の評価方法及び評価基準の記載内容を適正化しました。(下線部参照) (旧) 上部構造物 (新) 上部構造	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-27	同上	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙9-15, 16	第3-2, 3図に関して、以下の適正化を図りました。 ・代替給電用資機材コンテナ (A-5), (A-6) の設置位置変更	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙9-29, 30	同上	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙10-5, 6	第4表について記載を適正化し、その根拠を第1図として追加しました。(下線部参照) (旧) ※2: アクセスルートとの離隔距離から、 <u>外装材の脱落を想定しても影響はない。</u> (新) ※2: 外装材の脱落を想定しても <u>アクセスルートへの影響はない(第1図及び第5表参照)。</u>	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙10-4, 5	同上	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙10-11	記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) E.L. 24. 8m (新) T.P. 24. 8m	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙10-17, 18	図中の記号を適正化しました。(下線部参照) (旧) Q1 Q2 Q3 (新) τ1 τ2 τ3	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙10-65	記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) a. 鉄骨造架構(ラーメン架構)の復元力特性 (新) a. ラーメン架構の復元力特性	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙10-69, 71, 72	漸増水平加力解析の概要について説明を追記しました。 また、図の追加に伴い、以降のページに出てくる図の番号を修正しました。	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙11-2	第2図に関して、アクセスルートの位置を表示しました。	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙11-4	同上	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙15-1, 補足24-1	以下の記載に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 地震, 津波その他自然現象 (新) 地震, 津波その他 <u>の</u> 自然現象	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙15-1, 補足24-2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙15-2～10	アクセスルート線形変更に伴い、以下の地中埋設構造物等の箇所及び箇所番号の見直しを反映しました。(下線部参照) [位置変更]通し番号10 CVケーブルダクト [名称変更]通し番号32 (旧) CVケーブルダクト (新) CVケーブルダクト(立坑部) [削除]通し番号37 連絡配管ダクトA 通し番号50 3k道路排水 [追加]通し番号37 連絡配管ダクトB 通し番号50 3号炉原子炉補機冷却海水放水路	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙15-2～10	同上	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙15-11	以下のとおり、用語を適正化しました。(下線部参照) (旧) 地中埋設構造物 (新) 地中埋設構造物等	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙15-12	同上	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙16-1	第1図の車両イメージ図を適正化(第2図と合わせる)しました。	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙16-3	同上	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙17-2	以下のとおり、用語を適正化しました。(下線部参照) (旧) 2号東側31mエリア (a), (b) (新) 2号炉東側31mエリア (a), (b)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙17-2	同上	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙17-9	第6表について、設計進捗により以下のアクセスルート幅を修正しました。(下線部参照) ・3号炉補助ボイラー燃料タンク アクセスルート幅(m) 判定値(m) (旧) <u>14.2</u> <u>5.5</u> (新) <u>13.7</u> <u>5.0</u>	
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙17-8	同上	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙17-9	第6表について以下のとおり、適正化しました。(下線部参照) (旧) ※：絶縁油の放射発散度は物性の近い重油の値を使用して算出 (新) ※：絶縁油の輻射発散度は物性の近い重油の値を使用して算出	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙17-8	同上	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙19-1	以下の記載を資料内で整合するよう適正化しました。(下線部参照) (旧) 有効性評価では事象発生から約55分程度を想定 (新) 有効性評価では事象発生から55分後を想定	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙19-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙19-1	泊は大型の水源が1箇所にとまって配置されているため、敷地全体に均一に広がった場合の水位ではなく、流動解析により影響を評価することに見直したことから、下記の記載を削除し、流動解析の結果を追記しました。 以下、削除 ・すべての溢水源（屋外タンク類）が可搬型設備を設置するT.P. 10. 0mに流れ込んだとして評価しても、敷地浸水深は0. 10mであり、第1表に示す可搬型設備車両の走行可能水位以下であること。（補足資料(3)参照）  以下、追記 ・すべての溢水源（屋外タンク類）による流動解析を実施した結果、T.P. 10mエリアは過渡的に最大水位が約0. 27mとなるが、周辺の空気が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散するため、13分後には可搬型設備が走行可能な水位以下となること。（別紙(39)参照）	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙19-1	上記の修正と同様の修正をしました。 また、当該修正に伴い、下記のとおり相違理由を修正しました。（下線部参照） （旧） 【島根】記載方針の相違 ・泊は、女川と同様に、敷地浸水深が可搬型設備車両の走行可能水位を下回る <u>こと</u> 、屋外タンクからの溢水及び豪雨を想定しても構内排水設備から排水可能である <u>こと</u> について記載。 （新） 【女川】記載内容の相違 ・泊は大型の水源が1箇所にとまって配置されているため、敷地全体に均一に広がった場合の水位ではなく、流動解析により影響を評価する。 【島根】記載方針の相違 ・泊は、女川と同様に、屋外タンクからの溢水及び豪雨を想定しても構内排水設備から排水可能である <u>こと</u> について記載。	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙24-1	第1表について、以下のとおり記載を修正しました。（下線部参照） （旧）発電課長（当直） <u>または</u> 復旧班長 （新）発電課長（当直） <u>又は</u> 復旧班長	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙24-1	同上	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙25-1	第1図に関して、表示する構造物を適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙25-1	同上	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-3	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順欄「蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却」の記載に関して、詳細な手順名称を記載し適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 対応手順欄： <u>蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却</u> 中央欄：○  (新) 対応手順欄： <u>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</u> 中央欄：○  対応手順欄： <u>主蒸気逃がし弁による蒸気放出</u> 中央欄：○	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-4	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-4	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。(下線部参照) 対応手順欄： <u>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</u> 中央欄：○	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-5	同上	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-7	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順欄の以下の記載に関して、詳細な手順名称を記載し適正化を図りました。(下線部参照) (旧) <u>熔融炉心が原子炉容器内に残存する場合の対応手順</u> (新) <u>格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによる残存熔融炉心の冷却</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-8	同上	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-8	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順欄に以下の記載を追記し適正化を図りました。(下線部参照) 対応手順欄：タービン動補給水ポンプ又は電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 中央欄：○	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-9	同上	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-11	技術的能力1.8の記載変更に伴い、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順欄の以下の記載に関して適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順)  (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順)	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-12	同上	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-13	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順欄の以下の記載について、操作手順が無いことから削除し適正化を図りました。(下線部参照) 使用済燃料ピットからの漏えい抑制	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-14	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
195	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)</p>	1.0.2-別紙30-19	<p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内アクセスルート欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-62]】</p> <p>(新)</p> <p>系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-50]】</p>	
196	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)</p>	1.0.2-別紙30-20	同上	
197	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)</p>	1.0.2-別紙30-19	<p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内アクセスルート欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]→(④階段B⑥)→[⑥-22]→[⑥-23]→(⑥階段A⑧)→[⑧-60]→[⑧-61]】</p> <p>(新)</p> <p>代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]→(④階段B⑥)→[⑥-22]→[⑥-23]→[⑥-48]→[⑥-49]】</p>	
198	<p>泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表</p> <p>1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)</p>	1.0.2-別紙30-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-19	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内アクセスルート欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→(⑥階段A⑧)→[⑧-62]】 (新) 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-26]→[⑧-27]→[⑧-23]→[⑧-36]→[⑧-39]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-50]】	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-20	同上	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-19	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電」の屋内アクセスルート欄について、以下のとおり適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]→(④階段B⑥)→[⑥-22]→[⑥-23]→(⑥階段A⑧)→[⑧-60]→[⑧-61]】 (新) 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(2次系設備)、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電(1次系設備) 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-30]→[⑧-31]→[⑧-44]→[⑧-45]→(⑧階段A⑥)→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→[⑥-26]→[⑥-22]→(⑥階段B④)→[④-47]→(④階段B⑥)→[⑥-22]→[⑥-23]→[⑥-48]→[⑥-49]】	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-21	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順「中央制御室空調装置の運転手順（常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）」の屋内アクセスルート欄について、以下のとおり適正化を図りました。 （下線部参照） （旧） ・Aシステムを使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-28]→[④-29]→[④-31]→[④-30]→[④-32]→[④-33]→[④-34]】  ・Bシステムを使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-28]→[④-35]→[④-37]→[④-36]→[④-38]→[④-39]→[④-40]】  （新） ・Aシステムを使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-28]→[④-29]→[④-31]→[④-30]→(④)階段J(④)→[④-32]→[④-33]→[④-34]】  ・Bシステムを使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A(④)→[④-28]→[④-35]→[④-37]→[④-36]→(④)階段J(④)→[④-38]→[④-39]→[④-40]】	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-22	同上	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-21	第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の対応手順欄に以下の記載し適正化を図りました。（下線部参照） 対応手順欄：重大事故等時の全面マスクの着用手順 中央欄：○	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-22	同上	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-29, 31	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、第1図「⑧屋内アクセスルート ルート図」の操作場所60（A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤）、61（B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤）、62（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択切換器盤）を「第1図 ⑥屋内アクセスルート ルート図」の操作場所48（A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤）、49（B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤）、50（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択切換器盤）に記載変更し適正化を図りました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-30, 32	同上	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙30-37, 39	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの切換器盤の設計進捗に伴う設置場所の変更に伴い、「第2表 操作対象機器及び操作項目一覧」について以下のとおり、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 対象場所 操作対象機器及び操作項目 ⑧-60 ・A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤 ⑧-61 ・B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤 ⑧-62 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択切換器盤 (新) 対象場所 操作対象機器及び操作項目 ⑥-48 ・A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤 ⑥-49 ・B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切換器盤 ⑥-50 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択切換器盤	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙30-38, 40	同上	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙31-6, 8	別紙30 第1図「屋内アクセスルート図」の変更に伴い、「第1図 ⑧屋内のアクセスルート 現場確認結果」の操作場所60, 61, 62を削除し、「第1図 ⑥屋内のアクセスルート 現場確認結果」の操作場所48, 49, 50を追加し適正化を図りました。	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙31-6, 8	同上	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙33-12, 14	別紙30 第1図「屋内アクセスルート図」の変更に伴い、「第2図 ⑧地震随伴火災源の抽出機器配置図」の操作場所60, 61, 62を削除し、「第2図 ⑥地震随伴火災源の抽出機器配置図」の操作場所48, 49, 50を追加し適正化を図りました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-別紙33-13, 15	同上	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-別紙34-2 1.0.2-別紙34-9 1.0.2-補足23-14	溢水源のうち使用済燃料ピットのスロッシングを記載する際に「使用済燃料ピット (スロッシング)」と「使用済燃料ピットスロッシング」の記載のバラつきがあったことから、第9条の審査まとめ資料 (別添1 添付資料24) において溢水源として記載している「使用済燃料ピットスロッシング」に記載を統一しました。 また、「第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー」の以下の記載について、抽出の対象は「溢水源」であることから適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 【 <u>溢水源となる設備</u> 】 (新) 【 <u>溢水源</u> 】	
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-4 1.0.2-別紙34-12 1.0.2-補足23-11	同上	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-別紙34-2	「第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー」について以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>アクセスルートとして使用するエリア</u> の抽出 (新) <u>アクセスルートエリア</u> の抽出  (旧) 【 <u>抽出されたエリア</u> 】 (新) 【 <u>アクセスルートエリア</u> 】	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11.1)	1.0.2-別紙34-4	同上	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12.1)	1.0.2-別紙34-2	「第2図 溢水水位評価概要」について、第9条において止水板の設置が不要となったことから第9条と整合を図り止水板に関する記載を削除しました。また、図内のポンプや壁について溢水水位の評価内容に直接関係しないことから記載を削除しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙34-5	同上	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙34-12, 14	別紙30 第1図「屋内アクセスルート図」の変更に伴い、第3図「第3-6図 アクセスルートへの溢水影響範囲」の操作場所60, 61, 62を削除し、「第3-4図 アクセスルートへの溢水影響範囲」の操作場所48, 49, 50に記載変更し適正化を図りました。	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙34-15, 17	同上	
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙34-18	以下の記載について適正化を図りました。(下線部参照)  (旧) 溢水影響により線量率が最も高くなるアクセスルートエリアは最地下階となる原子炉補助建屋T.P.-1.7mであり、当該エリアでの被ばく線量は数mSv程度となることから、緊急時の被ばく線量制限値100mSv以下に抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。  (新) 溢水影響により線量率が最も高くなるアクセスルートエリア(原子炉補助建屋T.P.-1.7m)における線量率は約4.2mSv/hとなり、溢水に伴う被ばく線量は数mSv程度となることから、緊急時の被ばく線量制限値100mSvと比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙34-22	同上	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙38-2	以下の記載について適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 地上高さ <u>13.6m</u> (新) 地上高さ <u>11.95m</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙38-3	同上	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙39	泊は大型の水源が1箇所にとどまって配置されているため、敷地全体に均一に広がった場合の水位ではなく、流動解析により影響を評価した内容に記載を変更しました。	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙39	同上	
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	別紙39-4	第2図に関して、注釈に附番を追加しました。	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	別紙39-5	同上	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙39-7	第4図 溢水伝播挙動について、浸水深のグラフの単位を適正化しました。	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙39-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙39-8	第5図 水位測定箇所について以下の適正化を図りました。 標高ごとに着色し、凡例を追記しました。	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙39-9	同上	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-別紙39-9, 10	第6図について、以下の適正化を図りました。 ・最大浸水深を小数第3位までの記載へ変更。 ・グラフの横軸(経過時間)を秒から分へ変更しました。それに伴い単位を[sec]から[min]へ変更。	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-別紙39-10, 11	同上	
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足7-15, 16	第5-1図に関して、表示する構造物を適正化しました。	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足7-17	同上	
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足11-2	第1表の原子炉補機冷却水系通水 (SA手順)のうち、3号炉原子炉建屋東側を経由したルートに必要な長さの誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 400m (新) 450m	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足11-2	同上	
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足11-2	第1表の原子炉補機冷却水系通水 (SA手順) のうち、3号炉原子炉建屋西側を經由したルートの必要長さを電気建屋南側のアクセスルート変更に伴い、修正しました。 (下線部参照) (旧) 550m (新) 650m	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足11-2	同上	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足11-3	第1表の蒸気発生器 (自主手順) の必要長さの対象ルートの誤記を修正しました。 (下線部参照) (旧) 750m (第4図 ルート②、④)  (新) 750m (第4図 ルート④)	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足11-3	同上	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足11-8	第3表のうち、ルート②の敷設距離、評価用距離、必要長さを電気建屋南側のアクセスルート変更に伴い、修正しました。(下線部参照) 敷設距離 評価用距離 必要長さ (旧) 165m 200m 550m (新) 185m 250m 650m	
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足11-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足11-15	第6表(1/2)のうち、ルート③の敷設距離を電気建屋南側のアクセスルート変更に伴い、修正しました。(下線部参照)なお評価用距離、必要長さに変更はありません。 敷設距離 (旧) <u>305m</u> (新) <u>300m</u>	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足11-18	同上	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足11-16	第6表(2/2)のうち、ルート③の敷設距離を電気建屋南側のアクセスルート変更に伴い、修正しました。なお評価用距離、必要長さに変更はありません。 敷設距離 (旧) ルート① <u>410m</u> ルート④ <u>310m</u> ルート⑤ <u>490m</u> (新) ルート① <u>420m</u> ルート④ <u>315m</u> ルート⑤ <u>495m</u>	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足11-19	同上	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足12-2	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 放射能観測車※ <u>3</u> (新) 放射能観測車※ <u>2</u>	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足12-4	同上	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足13-1～5	第1～9図に関して、適正化を図りました。 ・代替給電用資機材コンテナ (A-5), (A-6) の設置位置変更	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足13-1～6	同上	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足13-2	第2図に関して、表示する構造物を適正化しました。	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足13-1	同上	
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足15-1	以下の記載に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 乗り超え (新) 乗り越え	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足15-1	同上	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足16-1	以下の記載に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 接続金具 (新) 結合金具 また、T.P.の表記を小数第一までとしました。	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足16-1	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足23-3	以下の記載に関して、適正化を図りました。(下線部参照) (旧) 3号原子炉建屋東側 (新) 3号炉原子炉建屋東側	
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足23-3	同上	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足23-12	「第8図 アクセスルートの溢水水位評価概要図の変更内容」について、別紙34の溢水水位評価概要図を変更したことから以下の記載を追加しました。  ※：第1149回審査会合（令和5年5月25日）以降、第9条において最地下階の止水板が設置不要となったことから別紙34「屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について」の溢水水位評価概要図においては止水板に関する記載を削除している。	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足23-10	同上	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 12. 1)	1.0.2-補足24-5	第3図に関して、以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) T. P. 10m (新) T. P. 10.0m	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 11. 1)	1.0.2-補足24-6	同上	